



市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

浦添市長 松本哲也

浦添市規則第 35 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和62年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) 議会に係る著作物の管理に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和62年規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 昭和62年 3 月31日 規則第11号 注 平成27年 3 月から改正経過を注記した。 （議会事務局職員の補助執行） 第3条 市長は、議会事務局の職員に、市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1)～(3) 〔略〕 〔新設〕	市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則 昭和62年 3 月31日 規則第11号 注 平成27年 3 月から改正経過を注記した。 （議会事務局職員の補助執行） 第3条 市長は、議会事務局の職員に、市長の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものを補助執行させるものとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 議会に係る著作物の管理に関すること。</u>